

# 自治研修センター研修生の遵守事項を定める要領

平成31年2月8日

市町村振興協会要領第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センター研修実施要綱（平成24年4月1日要綱第10号）第9条の規定に基づき、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センター（以下「センター」という。）における研修中、研修生が遵守すべき事項を定めるものとする。

(基本事項)

第2条 研修生は、センターにおける研修中、禁止事項及び留意事項を遵守し、センター所長の指示に従わなければならない。

(禁止事項)

第3条 研修生は、次の各号に定める行為を行ってはならない。

- (1) 他の研修生やセンター職員に迷惑を及ぼすような言動。
- (2) 周囲の民家や施設に迷惑を及ぼすような行為。
- (3) センターの施設・備品等を損なうような行為。
- (4) 指定した場所（喫煙所）以外での喫煙。
- (5) 指定した場所（食堂）及び時間（18時～20時50分）以外での飲酒。
- (6) アルコール類の持ち込み。
- (7) センター所長の承認を得ない外泊。
- (8) 門限時刻（22時）を超えての外出。
- (9) センター所長の承認を得ないセンター内での集会並びに印刷物等の掲示及び配布等。

(留意事項)

第4条 研修生は、次の各号に定める事項に留意しなければならない。

- (1) 健康管理に十分留意し、体調に異変がある場合は、センター職員に申し出ること。
- (2) 火災その他の非常事態が発生した場合は、ただちに応急措置を行うとともに、センター職員に連絡し、指示に従うこと。

なお、宿泊室に備え付けてあるインフォメーションファイルで必ず避難経路を確認すること。

- (3) 各日の研修終了後（研修最終日を除く）に外出する場合は、第一宿泊棟1階にある舎監室の外出届に必ず記入すること。

なお、出入口は、舎監室横の1カ所のみであること。

- (4) 研修中は、定められた研修日程に従うとともに、宿泊を伴う場合は、宿泊室や浴室、食堂（懇親会）でのマナーをはじめ、各種施設や備え付け備品の利用及び宿泊室を退去する際の整理整頓などに留意すること。
  - (5) 研修中は、毎朝出席簿に押印又はサインをするとともに、各講義の開始2分前までには着席し、講義中の服装、名札着用、受講態度、携帯電話の取扱いなど、講師に対し失礼のないようにすること。
- (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し、必要な事項は別に定める。

#### 付 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。